

# 物品買受見積書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者  
大阪市大正区長 古川 吉隆 様

住所又は事務所  
所在地

商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

㊞

下記について関係法令・貴市関係規定を守り公告事項・仕様書・別紙単価契約金額一覧明細書及び注意事項を確認のうえ、次の金額で見積もります。

金額	十億		百	千	円
別紙単価契約金額一覧のとおり					

## 記

物品名称	令和6年度 大正区役所機密文書・古紙等売却（単価契約）
代金納付期限	本市が発行する納入通知書による
引取期限	仕様書のとおり
現品所在地	仕様書のとおり
保証事項	入札保証金 免除 契約保証金 契約金額の100分の10以上 ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除

提出期限 令和6年3月7日 午後5時00分

提出場所 大正区役所総務課（5階50番窓口）庶務グループ

（次面参照）

## 注 意 事 項

1. この見積書は提出期限までに担当窓口の職員へ提出すること。
2. 見積参加者はその提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することができない。
3. 合計金額に円未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
4. 個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認をうけた代理人が記名押印すること。
5. 本市が交付した様式を用いずに行った見積は無効とする。
6. 見積金額には、取引にかかる消費税及び地方消費税分を含むものとする。
7. 正当な理由がなく契約を締結しない場合は、見積金額の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。
8. 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。
9. 契約の相手方となった者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条第 1 項第 10 号に該当するとして、その者に係る見積は無効とする。

## 暴力団等の排除について

- (1) 見積参加者はこの契約の見積及び履行にあたり暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに、この契約に係る当該事務事業を所管する担当課長へ報告するとともに警察への届出を行わなければならない。
- (2) 見積参加者は(1)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。

(別紙)

単価契約金額一覧

(上段) 単価契約金額 (税込み) (1キログラムあたり)	① 新聞	円	銭
		円	銭
	② 段ボール	円	銭
		円	銭
	③ 雑誌・チラシ他	円	銭
		円	銭
(下段) うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額	④ 機密文書	円	銭
		円	銭
	⑤ シュレッダー	円	銭
		円	銭
	⑥ その他紙類	円	銭
		円	銭

担当者：

連絡先：

予定数量(概数)

① 新聞	②段ボール	③雑誌・ チラシ他	④機密文書	⑤シュレッダー	⑥その他 紙類	合計
15 kg	815 kg	4,505 kg	6,510 kg	2,800 kg	0kg	14,645 kg